

福島県自転車利用に関する安全・安心条例（仮称） 全体構成案

第一回制定検討委員会での案（4/27）	第二回制定検討委員会での案
1 目的 2 基本理念 3 定義 4 責務 4-1 県の責務 4-2 自転車利用者の責務（役割） 4-3 県民の責務（役割） 4-4 学校の責務（役割） 4-5 保護者の責務（役割） 4-6 交通安全団体の責務（役割） 4-7 事業者の責務（役割） 4-8 自転車小売業者の責務（役割） 4-9 自転車貸付業者の責務（役割） 4-10 自動車運転者の責務（役割） 4-11 市町村の責務（役割） 5 安全教育 6 自転車の点検整備等 7 自転車の防犯対策等 8 安全器具の使用等 9 広報啓発等 10 自転車損害賠償保険等への加入 11 保険等への加入の確認等 12 保険等に関する情報提供 13 推進体制の構築	1 目的 2 基本理念 3 定義 4 責務 4-1 県の責務 4-2 自転車利用者の責務 4-3 県民の責務 4-4 学校の責務（役割） 4-5 保護者の責務（役割） 4-6 関係団体の役割 4-7 事業者の責務 4-8 自転車小売業者の責務（役割） 4-9 自転車貸付業者の責務（役割） 4-10 自動車運転者の責務 4-11 市町村の役割 5 安全教育 6 自転車の点検整備等 7 自転車の防犯対策等 8 安全器具の使用等 9 広報啓発等 10 自転車損害賠償保険等への加入 11 保険等への加入の確認等 12 保険等に関する情報提供 13 推進体制の構築 14 道路環境の整備
	・論点5、6、8他と重複するため。
	・論点6、10 他と重複するため。
	・福島県自転車活用推進計画との関係性を踏まえ追記。 ・自転車交通安全確保のため重要度の高い施策である。